

### (3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について、次のとおり専決処分をする。

平成28年6月24日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について

鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等について、次のとおり和解する。

#### 1 和解の相手方

西伯郡南部町 個人

#### 2 和解の要旨

和解の相手方は、575,008円（内訳 進学奨励資金の未返還額567,074円、支払督促申立手続費用4,934円、追納手数料3,000円）を平成28年7月から全額返還するまでの間、毎月月末までに16,000円ずつ（最終支払月にあっては15,008円）県に支払うこと。

#### 3 和解の理由

次の理由から、県として受け入れができる内容であると判断したため。

- (1) 和解の相手方の経済状況からみて、未償還金を一括返還することが困難であること。
- (2) 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。